2　国の行政機関等は、公共情報システムの整備を行おうとするときは、当該公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用その他の観点から、1の措置を通じて国と国以外の者が共同して利用することができるものとされたクラウド・コンピューティング・サービス（以下「共同利用クラウド・コンピューティング・サービス」という。）を利用することについて検討を行い、その結果に基づいて当該公共情報システムの整備を行わなければならないこととし、国の行政機関等以外の行政機関等は、これに準じた取組を行うよう努めなければならないこととした。（第一八条第二項及び第三項関係）

3　内閣総理大臣は、国の行政機関等以外の行政機関等に対して、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスに関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならないこととした。（第一八条第四項関係）

4　内閣総理大臣は、公共情報システムの効果的かつ効率的な整備及び運用を図るために、共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの共同利用の条件に関する内閣総理大臣と当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスを提供する事業者との契約において、国以外の者が当該事業者に支払うべき当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に係る料金について内閣総理大臣が当該国以外の者から納付を受けた上で内閣総理大臣から当該事業者に引き渡す旨を定めたときは、当該納付を受けた料金その他の国以外の者の当該共同利用クラウド・コンピューティング・サービスの利用に関する金銭を保管することができることとした。（第一九条関係）

5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

◇地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（法律第五号）（総務省）

1　地方公務員について、部分休業制度において一年につき条例で定める時間を超えない範囲内で一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を小学校就学の始期に達するまでに引き上げることとした。（第一九条関係）

2　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法律

政治資金規正法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年一月八日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第一号

政治資金規正法の一部を改正する法律

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3　政治資金の収支の報告に当たつては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならない。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（渡切りの方法による支出の禁止）

第八条の二の二　政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。

第十三条の二を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政治資金規正法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

（関係法律の整備）

第四条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

政治資金規正法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年一月八日

内閣総理大臣　石破　茂